令和８年度地域除排雪制度実施要領

北上市都市整備部道路環境課

１　概　　要

対象となる除排雪作業について、地域の自主的な活動として作業を行う場合、あらかじめ市に申請のあった個人又は団体で市長が認めた者（以下「作業者」という）に対し報償費を支弁する。

２　実施要領

(1)　対象作業

ア．除排雪指定路線外（狭隘、未舗装等）の市道の除排雪（協議により除排雪指定路線も可とする）【道路除雪】

イ．社会福祉協議会が認めた対象者世帯※が接道する私道の除排雪【支援除雪】

ウ．除排雪指定路線の除雪に伴う、社会福祉協議会が認めた対象者世帯※の出入口の置き雪の除去または市道の横断歩道部の置き雪の除去【置き雪除去】

※対象者世帯：地域住民グループ支援事業及びふれあいのまちづくり事業（小地域ネットワーク活動）の除雪活動の対象となった高齢者・障がい者の世帯

(2)　作業者資格

ア．保有機械で作業ができる団体または個人で、市が指定する条件を満たす対人・対物賠償保険及び人身傷害保険に加入した者

イ．人力で作業する団体または個人で、作業を行う者（対象者世帯の者が申請者・作業者にはなることはできない）

(3)　作業機械等例

ア．小型除雪機：手押し式ロータリー除雪機等

イ．除雪車両：小型ショベルローダー、トラクター等

ウ．人力作業：スコップ、スノーダンプ等

(4)　除排雪作業基準

ア．10cm以上の降雪があったとき

イ．車両の通行及び日常生活に支障をきたすと作業者が判断するとき

(5)　申請期限

<u>令和８年11月20日（金）</u>

申請は随時受け入れるが、対象期間の開始日は決定通知のあった日以降とな

る。申請書提出から決定通知の発行までは１週間ほどかかる場合があるため留意のこと。(最終期限は令和９年２月26日(金)とする)

(6)　対象期間

開始日：令和８年12月１日(火)

終了日：令和９年３月25日(木)

(7)　申請方法

次の書類を市に提出するものとする。

ア．申請書（様式１）※

イ．作業道路又は対象世帯の位置図（任意様式）

ウ．使用機械の写真（機械作業の場合）

エ．保険証書の写し（機械作業の場合）

オ．道路維持作業用自動車届証明書の写し(小型ショベルローダー作業の場合)

カ．謝金振込先申請用紙（様式２）

キ．謝金振込先口座の通帳写し

※　支援除雪の場合は社会福祉協議会の確認印が必要

(8)　作業者の決定

提出書類を審査のうえ、決定通知を送付する。

(9)　謝金

ア．機械作業：小型除雪機　2,100円/時間、除雪車両 2,200円/時間

（作業者一人につき上限１日３時間/世帯）

機械管理謝金※：上限7,000円/月

イ．人力作業：1,800円/回（作業者一人につき上限１日２回/世帯）

ウ．置き雪除去：600円/回（作業者一人につき上限１日２回/世帯・箇所）

※機械管理謝金とは、「対人・対物賠償保険」（相手への補償）及び「人身傷害保険」（加入者への補償）の保険加入額相当として１月当たり7,000円（作業期間４ヵ月で最大28,000円）を上限として支払うものであり、これにより除排雪作業中に発生した事故は作業者の責任で全てを解決するものとする。

保険料が不明瞭の場合、支払できない恐れがあるため留意すること。

なお、保険の加入条件は以下のとおりとする。

①「対人・対物賠償保険」の対人・対物補償額（相手への補償額）はそれぞれ１億円以上のものに加入すること

②「人身傷害保険」の補償額（加入者への補償額）に関わらず必ず加入すること

③　作業者の複数箇所重複作業は可能だが、機械管理謝金は１台分のみとする

(10) 実施報告

ア．月毎に作業実施報告書を翌月11日（休日の場合は直前の平日）までに提出

すること

イ．３月分の報告書については３月29日(月)までに提出すること

ウ．作業実績が無い場合は、同様に報告書を提出するか、担当課まで報告すること

(11) 謝金等の支払

ア．４月上旬頃に申請者へ謝金支給額の決定通知を送付し、４月下旬頃にあらかじめ申請のあった口座へ謝金を振込むものとする。

イ．謝金振込先口座は申請者１人に対し１つとし、申請者と口座名義人が一致するものとする。

ウ．作業者への謝金の分配は、申請者自身が謝金支給額の決定通知を確認し行うこと。

エ．確定申告等について

確定申告等※1における謝金の扱いは次のとおりです

① 道路除雪・支援除雪・置き雪除去の作業に対する謝金

→雑所得として、翌年※2の申告の対象となります。

②機械管理謝金

→申告は不要です（自己負担額と同額を支給し相殺となるため）

※１　雑所得の額や所得税額により、確定申告扱いとなるか市県民税申告扱いとなるかが分かれますが、１円でも収入があれば、少なくとも市県民税申告は必要となります。

※２　申告の時期は、支給を受けた日の翌年２月～３月となります。

（Ｒ８年12月～Ｒ９年３月分の謝金はＲ９年４月に支給見込みのため、Ｒ10年２月～３月に提出する申告対象となります。）

【参考】
ふれあいのまちづくり事業及び地域住民グループ支援事業に係る除雪活動について（抜粋）
北上市社会福祉協議会
１　事業の目的
　除雪を行うことが困難な高齢者世帯等を対象に、冬季期間安心して生活することができるよう、生活通路や玄関周り等を地域の協力で行う除雪活動を支援します。

２　対象者
　世帯員では生活通路や玄関周り等の除雪が難しく、地域の力を借りなければ除雪を行うことができない次の世帯
（1）高齢者一人暮らし世帯
（2）高齢者のみ世帯
（3）障がい者世帯
（4）上記以外で支援が必要と認められる世帯